

メロン世界新興国ソブリン・ファンド(愛称: 育ち盛り)
～タイの利上げに関して～

BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

1月12日、タイ中央銀行は金融政策決定会合において、事前の市場予想通り政策金利である翌日物レポ金利を0.25%引き上げ、2.25%としました。タイの利上げは昨年12月に引き続き2ヶ月連続となりました。

【今回の利上げの背景に関して】

タイ経済が堅調に推移するなか、タイ中央銀行はインフレ圧力が強まることを警戒して、今回の利上げに踏み切りました。

タイ経済は内需・外需の改善、輸出産業や観光産業の予想を上回る成長を受けて、堅調に推移しております。タイの2010年第3四半期の実質GDP成長率は前年同期比+6.7%と高水準の成長を遂げており、2011年も経済は堅調に推移していくと見られています。しかし一方で、同中央銀行はインフレ圧力が高まるリスクに対して警戒を強めております。タイの足元のインフレ動向は比較的安定して推移しているものの、同中央銀行は原油価格、経済成長、賃金上昇などによって、今後インフレ圧力が高まるとの見方を示しました。今回利上げが行われたのは、経済成長とともにインフレ圧力が高まることを事前に防ぐための予防的措置の意味合いが強いと見られます。

【今後の運用方針について】

タイ中央銀行は、同国経済の動向について、今後も堅調に推移していくとの見通しを表明しております。また同中央銀行は、需要増加や資源価格上昇のほか、原材料価格上昇による潜在的なインフレ圧力に対しても懸念を抱いており、利上げに踏み切ったものと見られます。

今回の利上げは事前に市場に織り込まれており、スタンディッシュ社では、タイの市場環境見通しについての変更は行なっておりません。

タイ債券については、金利水準が低いことから、引き続きベンチマーク比低めの組み入れを行って参ります。

為替(タイ・バーツ)については、現在の為替水準に割高感が見られることから、引き続きベンチマーク比低めの組み入れを行って参ります。

(ご参考)

2010年11月末時点におけるマザーファンドの組入れ比率

タイ債券:2.8%、タイ・バーツ:8.1%

(2010年11月末時点におけるベンチマーク*のタイ構成比率:債券・通貨ともに10.0%)

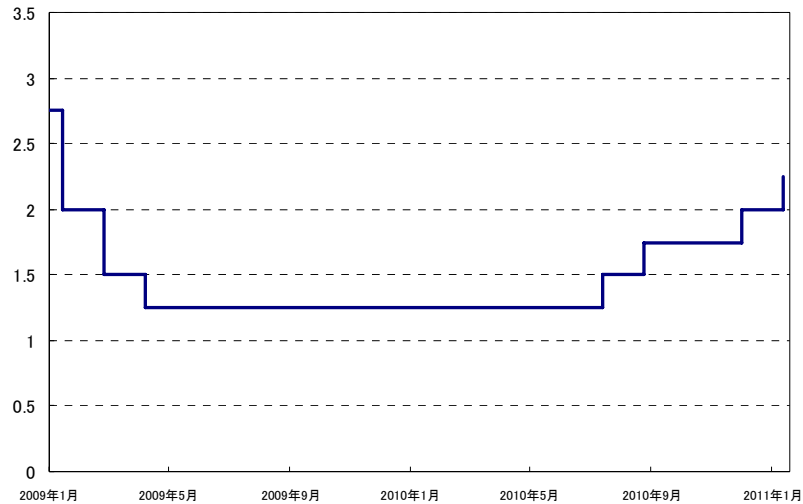
※ベンチマークはJPモルガン GBI-EM Diversified 指数(ヘッジなし、円ベース)です。

以上

【ご参考】

タイ: 政策金利の推移
(2009年1月1日~2011年1月12日)

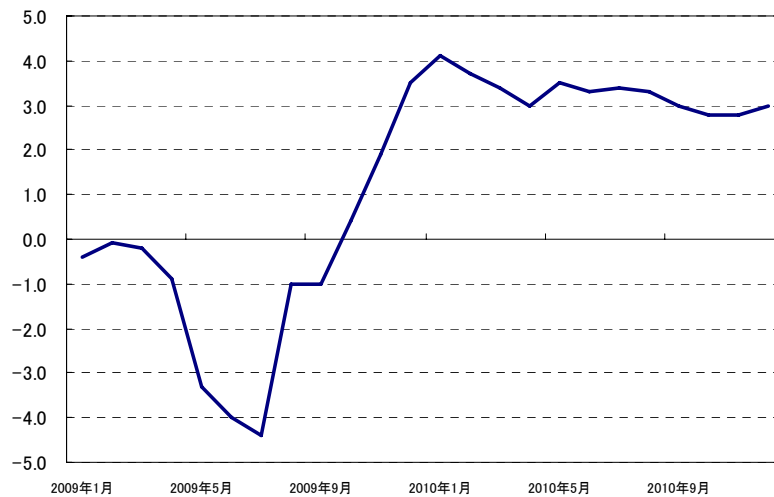
(%)



出所:ブルムバーグ

タイ: CPI(消費者物価指数:前年同月比)の推移
(2009年1月~2010年12月)

(%)



出所:ブルムバーグ

●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的にBNY Mellon・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものです。
●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

＜ファンドのリスク＞

- 当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として新興国の債券への投資を行いますので、組入れた有価証券等の値動き(外貨建資産には為替変動もあります。)により当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。

したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。

- 当ファンドの基準価額変動要因としては、主に「価額変動リスク」、「新興国への投資に伴うリスク」や「為替変動リスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

＜お客様にご負担いただく費用＞

お客様には以下の費用をご負担いただきます。

- 直接ご負担いただく費用

○お申込手数料:

3.675%(税抜 3.5%)を上限として、販売会社が定める申込手数料率を買付申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額となります。

○ご換金手数料:ありません。

○信託財産留保額:ありません。

- 間接的にご負担いただく費用

○信託報酬

当ファンドの純資産総額に年 1.7325%(税抜 1.65%)の率を乗じて得た額とします。

○その他の費用

上記のほか、監査費用および信託事務諸費用、当ファンドの組入れ有価証券等の売買に係る売買委託手数料等が、信託財産より支払われますが、これらの費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記費用の総額につきましては、投資家の皆様の保有される期間等により異なりますので、表示することができません。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「手数料等及び税金」をご覧ください。

- 設定・運用は

BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

金融商品取引業者: 関東財務局長(金商)第 406 号

[加入協会] 社団法人 投資信託協会、社団法人 日本証券投資顧問業協会